

定例連絡会次第

令和6年8月23日(金)
ホテルザマンハッタン

1 支部長挨拶

2 署長挨拶

3 署からの連絡事項

(1) 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて【総務課】

国税庁では、納税者の利便性の向上等の観点から「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、国税に関する手続等の抜本的な見直しを進めているところです。

こうした中、e-Tax 利用率は向上しており、今後更なる利用拡大が見込まれることや、DX の取組の進捗も踏まえ、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(2) キャッシュレス納付の利用促進について【管理運営部門】

納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを削減する観点から、成長戦略フォローアップ（令和2年7月閣議決定）も踏まえ、令和7年度までにキャッシュレス納付を4割とすることを目標としています。

現在、国税のキャッシュレス納付方法としては、「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング納付」、「振替納税（所得税・個人事業者の消費税のみ）」、「クレジットカード納付」及び「スマホアプリ納付」があります。

特に「ダイレクト納付」は、令和6年4月から「自動ダイレクト」が始まり、e-Tax で申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落としにより納付ができるようになるなど、大変便利になりました(*)。

是非、会員の皆様には、自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付のご利用をお願いするとともに、関与先の皆様へも、キャッシュレス納付のご利用を周知くださいますようお願いいたします。

* ご利用には一定の要件があります。

(3) 納税証明書オンライン請求の利用促進について【管理運営部門】

国税庁では、規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）を受け、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指す観点から、納税証明書交付請求手続についても、オンライン請求割合を令和5年度までに2割とすることを目指して取り組んだ結果、令和6年3月末までに、2割以上のオンライン請求を達成することができました。

ご協力をいただきました税理士会の皆様に、改めて感謝申し上げます。

納税証明書のオンライン請求は、自宅やオフィスで請求ができ、手数料もお得ですので、是非ご利用と周知・広報へのご協力をお願いいたします。

(4) 令和6年分予定納税額第1期分の納期限等について【管理運営部門】

イ 定額減税の実施による変更

納期限 令和6年9月30日（月）（現行：7月31日）

口座振替日 令和6年9月30日（月）（現行：7月31日）

ロ プレプリント納付書の発送対象者の見直しによる変更

通知書の電子通知を希望した方及び納付書を使用しない手段により納付している方については、プレプリント納付書の送付を取りやめておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、会員の皆様はもとより、関与先の皆様のうち令和6年分予定納税に係るプレプリント納付書が届いた方にも、納付書を使用しない便利なキャッシュレス納付として、振替納税などの多数の方法をご用意しておりますので、是非キャッシュレス納付への変更をご検討くださるよう周知・広報のご協力をお願いいたします。

(5) 令和6年分確定申告期に向けて【個人課税部門】

令和5年分確定申告期では、税理士の皆様による無料申告相談会の開催や、千葉市、習志野市及び八千代市における各申告相談会場での相談事務の従事など、多くのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

国税当局は、令和6年分確定申告においても、引き続き e-Tax の推進、特に、来署された納税者の方々が翌年からは自宅等にて確定申告できるよう、スマホ申告を推進してまいります。

このスマホ申告の推進に当たっては、例えば、給与所得のある方については、従来の給与所得の源泉徴収票の読み取り入力機能に加え、令和5年分確定申告から、給与所得の源泉徴収票情報の自動入力機能が追加される等、マイナンバーカードを利用した e-Tax の利便性の向上を図っております。

税理士会の皆様には、令和6年分確定申告においても、無料相談会や各市の申告相談を通じて、引き続き e-Tax の推進、特に、マイナンバーカードを利用したスマホ申告を推進していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、関与先の皆様の確定申告についても、引き続き e-Tax をご利用くださいますようお願いいたします。

(6) 相続税及び贈与税の e-Tax の積極的な利用について【資産課税部門】

国税当局は、相続税及び贈与税についても e-Tax の利用を推進しているところですが、令和5年度の東京局の相続税 e-Tax 利用率は、速報値で 33.9%（目標値

40%)となっており、他のオンライン手続や全国の相続税 e-Tax 利用率（速報値 37.1%）と比べて低調な状況にあります。

また、令和5年度の東京局の贈与税 e-Tax 利用率も、速報値で 64.3%（目標値 65%）となっており、全国の贈与税 e-Tax 利用率（速報値 65.6%）と比べて低調な状況にあります。

相続税や贈与税申告は税理士の皆様の関与割合が高く、e-Tax の普及には皆様にご利用いただくことが大変重要です。

どうか会員の皆様には、引き続き、相続税及び贈与税 e-Tax の普及促進にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(7) ALL e-Tax について【法人課税部門】

国税当局では、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体の DX 推進への貢献も図る観点から、税務行政の DX の更なる推進に取り組んでおり、令和6年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、会員の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

法人税の申告は、皆様の利便性の向上と税務行政の効率化のため、法人税の添付書類を含めた e-Tax、いわゆる ALL e-Tax でお願いいたします。

(8) 年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ【法人課税部門】

令和3年以前は、源泉徴収義務者の皆様に、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」（以下「年調手引等」といいます。）を送付していましたが、経済社会のデジタル化及び行政コスト抑制の観点から、令和4年より、年調手引等の送付に代えて、国税庁ホームページの案内や税制改正に関する情報を記載したリーフレットを送付しております。

その際、e-Tax をご利用していない方には、所得税徴収高計算書（納付書）や法定調書合計表も送付いたしますが、令和6年の年末調整では、是非、キャッシュレス納付及び法定調書合計表をはじめとする源泉徴収票等の e-Tax 提出にご協力をお願いいたします。

なお、令和6年の年末調整に係る定額減税事務の詳細については、今後、国税庁ホームページに掲載される予定です。